

深谷市文化財保護条例

(趣旨)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法及び埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市の区域内に存するもので、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、地域の文化の進歩に貢献するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、法第2条第1項に定めるものをいう。この場合において、当該規定中「我が国」とあるのは「我が市」と読み替えるものとする。

(市民、所有者等及び市の責務)

第3条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 市は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(深谷市文化財保護審議会)

第4条 法第190条第1項の規定に基づき、深谷市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、文化財に関し識見を有する者のうちから、深谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

4 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に特別の事項を調査又は審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

6 臨時委員は、前項の特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、その任務を終える。

(深谷市指定文化財の指定等)

第5条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち市にとって重要なものを深谷市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者（この条において「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等がない場合又は判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、無形文化財を市指定文化財に指定しようとするときは、当該無形文化財の保持者又は保持団体（以下「保持者等」という。）を認定するものとする。

4 第1項の規定による指定及び前項の規定による認定をするときは、教育委員会は、あらかじめ審議会の意見を聞くものとする。

5 第1項の規定による指定はその旨の告示及び所有者等への通知により、第3項の規定による認定はその旨の告示及び保持者等への通知により行う。

6 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは所有者等へ指定書を、第3項の規定による認定をしたときは保持者等へ認定書を交付しなければならない。

(市指定文化財の解除)

第6条 教育委員会は、市指定文化財が、市指定文化財として価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

3 市指定文化財が法の規定による文化財の指定があつたとき又は県条例の規定による文化財の指定があつたときは、当該指定文化財の指定は解除されたものとする。

4 無形文化財である市指定文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散若しくは消滅したときは、当該保持者等の認定は解除されたものとし、無形文化財である市指定文化財の保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散若しくは消滅したときは、当該市指定文化財の指定は解除されたものとする。

5 市指定文化財が解除されたときは、当該指定文化財の所有者は当該指定に係る指定書を、保持者等の認定が解除されたときは、保持者等は当該認定に係る認定書を教育委員会に返納しなければならない。

(管理義務及び管理者)

第7条 市指定文化財の所有者は、この条例並びに教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、

市指定文化財を管理しなければならない。

- 2 市指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定文化財の管理の責に任ずべきもの（以下「管理者」という。）を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理者を解任した場合も同様とする。

（届出）

第8条 市指定文化財の所有者、管理者又は保持者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- （1）所有者又は保持者等が変更したとき。
 - （2）所有者、管理者又は保持者等の氏名又は住所（法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。
 - （3）市指定文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
 - （4）市指定文化財の全部又は一部が滅失、き損、亡失若しくは盗難に遭ったとき。
 - （5）市指定文化財を修理しようとするとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定による届出に係る事項に関し、勧告、指導又は助言を与えることができる。

（現状変更等の制限）

第9条 市指定文化財の所有者又は管理者は、市指定文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、非常災害等において応急措置をとるときは、この限りでない。

（出品及び公開）

第10条 教育委員会は、市指定文化財の所有者に対して、市の行う公開の用に供するため、当該文化財の出品又は公開を勧告することができる。

- 2 市指定文化財の所有者は、当該市指定文化財を所有者又は市以外の者が行う公開の用に供するときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（修理費及び管理費の補助）

第11条 市指定文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者、管理者又は保持者等がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合、市は、その経費の全部又は一部に充てさせるため、当該所有者、管理者又は保持者等に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の補助金を交付する市指定文化財の管理又は

修理について必要な事項を指示することができる。

(勧告)

第12条 教育委員会は、市指定文化財の管理、保存及び公開等に関して当該文化財の所有者、管理者及び保持者等に対し、必要な勧告をすることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深谷市文化財保護条例（昭和31年深谷市条例第17号）、岡部町文化財保護条例（昭和44年岡部町条例第159号）、川本町文化財保護条例（昭和51年川本町条例第10号）又は花園町文化財保護条例（昭和51年花園町条例第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。